

## 後期高齢者医療高額 介護合算療養費の通知 を送付します。

### ■高額医療・高額介護合算療養費制度って？

医療と介護の両方のサービスを  
を利用して世帯の負担を軽減する制度です。

同一世帯内の後期高齢者医療被保険者が、1年間（毎年8月から翌年7月）に支払った医療費と介護費の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額が支給されます。

### ■高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額）

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み 所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方	67万円
一般	現役並み所得者、低所得者以外の方	56万円
低所得者 Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方	31万円
低所得者 Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除（公的年金の場合は80万円）を差し引いた所得の合計が0円となる世帯の方	19万円

※ただし、高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。

また、同じ世帯でも加入している医療保険が違つ場合は、後期高齢者医療の高額医療・高額介護合算療養費制度の対象にはなりません。

■平成25年1月に通知を発送

平成23年8月から平成24年7月の1年間について、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となる見込みの被保険者へ、平成25年1月頃、山梨県後期高齢者広域連合より勧奨通知と申請書が郵送されます。

### ■どうすれば支払われるの？

◇申請 通知に同封された申請書に記入のうえ、市民課国保医療担当へ提出ください。

（平成24年7月31日に住民登録のあった市町村へ申請をしてください。）

※申請の効力は、通知がお手元に届いてから2年間

◇支給は2か所から

【医療分】山梨県後期高齢者医療広域連合から支給

（申請から2〜3ヶ月ほどかかります。）

【介護分】医療分支給（不支給）決定後、市役所介護保険課より支給

●お問い合わせ  
市民課国保医療担当  
（内線1275130・137）

●介護保険課介護保険担当  
（内線112・113・114）

●山梨県後期高齢者医療広域連合  
055123615671

### 受付は14日まで！

### 乳がん・子宮がん検診

早期発見すれば治療が可能  
な乳がん・子宮がん。受付期  
限が近づいています。自分の  
ため、家族のために年に1度  
は検診を受けましょう！

### ●対象者

#### ◇乳がん検診

本年度25歳以上に達する方  
※年齢により、検査項目（超音波もしくはマンモグラフィ）が異なります。

#### ◇子宮がん検診

本年度20歳以上に達する方

#### ●受付期限

12月14日（金）まで

#### ●受付場所

保健福祉センター

#### ●持ち物（受付時）

●健康保険証  
●自己負担金

（70歳以上無料）

乳がん 1,000円  
子宮がん 2,000円

### 定期予防接種に変わります

### 不活化ポリオ

### ワクチンの追加接種

単独の不活化ポリオワクチンの追加接種（全体を通して4回目）の有効性と安全性が確認されたことから、定期予防接種として接種を受けることができるようになります。

9月以降単独の不活化ポリオワクチンを接種している方へは、今後予防接種を送付します。なお、9月以前に国内未

承認の不活化ポリオワクチンを  
自費で接種し、追加接種を  
されていない方は、公費で接  
種することができませんので、  
母子健康手帳を持参の上、保  
健福祉センターまでお願いし  
ます。

●お問い合わせ・お申し込み  
保健課健康増進担当  
02314310

●お問い合わせ・お申し込み  
福祉課高齢者福祉担当  
（内線181）

## ともに歩んで50年！ 金婚夫婦を祝う会

結婚生活50年  
を迎えられたご  
夫婦をお祝いす  
るため、『金婚夫  
婦を祝う会』を開催します。



### ●対象者

昭和37年に結婚された夫婦

### ●日時

平成25年2月20日（水）  
14時〜

### ●会場

市役所4階大会議室

●申込 婚姻日（入籍日）を  
ご確認の上、福祉課までお申  
し込みください。

※市より対象者へ事前にお知  
らせはしておりません。

### ●申込期限

平成25年1月25日（金）

### ●お問い合わせ・お申し込み

福祉課高齢者福祉担当  
（内線181）